

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

開議（午前 10 時 01 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 13 番 大城 毅議員、14 番 宮城寛諄議員を指名します。

日程第 2．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第 2．議長諸般の報告を行います。12 月 10 日の本会議で、町長より提出されました議案第 62 号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについては、那覇市及び地権者との協議・調整に時間を要するため、町長より、お手元に配付した事件撤回請求書の写しのとおり提出がありましたので、本日後刻議題とします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第 3．議案第 62 号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについての取り下げの件

○議長 知念富信君 日程第 3．議案第 62 号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについての取り下げの件を議題とします。

お諮りします。議案第 62 号については、提出者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって議案第 62 号の取り下げは、承認することに決定しました。

日程第 4．一般質問

○議長 知念富信君 日程第4. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。
15番 大城真孝議員。

〔大城真孝議員 登壇〕

○15番 大城真孝君 おはようございます。一般質問を行います。区画整理事業について。県道128号線の津嘉山北区画整理区域内編入の同意はどうなったのか。2点目に、津嘉山中央線との交差点改良予定はいつか伺います。

2点目に、国道507号仲井真津嘉山線の早期事業化について。(1)国道507号が津嘉山自動車学校前から那覇糸満線まで、都市計画決定されている。県に早期事業化を実施し整備を要請できないか伺います。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 議員の皆さん、おはようございます。それでは質問事項1点目の区画整理事業について、(1)と(2)については、関連いたしますので一括してお答えいたします。現在、県道128号線については、沖縄県南部土木事務所と土地区画整理区域内を含む津嘉山交差点から照屋交差点まで、全区間の移管等に関する覚書を今年度中締結に向けて作業を進めているところです。また、土地区画整理事業区域内の県道128号線を含む本部公園線と津嘉山中央線との交差点協議と同時に施工協議を整えて、令和2年度に同交差点の工事着手に向け取り組んでおります。

質問事項2点目の国道507号仲井真津嘉山線の早期事業化についてお答えします。ご質問の件は、南部市町村会と「沖縄県土木建築部との行政懇談会」及び「沖縄総合事務局との国土交通省行政に関する懇談会」において、本町の要望事項として提出しております。引き続き国、県に対し早期事業化を要望してまいります。以上です。

○議長 知念富信君 15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 1点目の交差点は、前々から要望していますが、皆さんは、県の協議が整わない、今回も協議をして令和2年度に同工事の工事着手に向けて取り組んでいますと言うけれども、前から取り組んでいますよね。私が聞いているのは、間違いなく改良をするのですかと。それで教えてください。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 それではお答えいたします。現在、土地区画整理事業区域内の県道128号線の整備における県協議は、平成28年度から重ねてまいっておりますが、県は、津嘉山交差点から照

屋交差点までの全長約 1.7 キロを町移管するとして、区画整理区域内の約 400 メートルの整備について、なかなか了解を得られなくて難航しておりましたが、区画整理事業の関係法律や制度等を粘り強く説明し、県関係部署へ浸透が図られて、事業区域内の整備について内諾が得られたことから、現在、県南部土木事務所と覚書締結に向けて準備を進めております。また、現道の県道 128 号線を含む区画整理道路 8-1 の実施設計を発注してありまして、同道路と本部公園線との取り付け及び本部公園線と津嘉山中央線の交差点協議を、公安委員会と、同交差点と施工協議を土木事務所とともに、令和 2 年度に工事着手に向けて取り組んでいるところであります。以上です。

○議長 知念富信君 15 番 大城真孝議員。

○15 番 大城真孝君 交差点改良はやるということで受け取っていいですね。今回取り上げたのは、皆さんは県と協議しているながら、1 カ所では、津嘉山自動車学校のところは歩道工事、車道工事をやっているんですね。向こうの取り付けもいびつな取り付けがされて、夜ここを歩いて転んだ人がいるんです。協議しない前に、どうして 1 カ所はほったらかしておけばいいのに工事をやって、今までやりなさいというところはやらないという疑問が湧いたものですから、今回取り上げようということでやっています。皆さん方はわかるはずですよ。車道を整備して、歩道まで舗装もやられているのに、向こうは通行どめにされているのです。何のためにやったのかが理解しにくい。整備をしても通さない場合は、地権者も疑問が起こるのです。何で通行させないのか、その理由だけ聞かせてください。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 それではお答えします。この件は、ことし工事完了がいたしまして、確かに、128 号線の現道と、こちらの計画のほうに高低差がありまして、今、取りつかない状態となっていてまして通行どめとしています。これも含めて県と協議をして、危ない状態ですので、先に取りつけできるように協議していく予定であります。以上です。

○議長 知念富信君 15 番 大城真孝議員。

○15 番 大城真孝君 皆さんは、お金がない、予算がないといいながら、必要なところから先にやるのが普通。通行どめをする道路は最後でもいいですよ。協議を整えた後。今後、事業に入る前はどこを優先すべきか、その辺は是非部内で検討して今後も続けてほしいと思います。と言いますのは、今でもほかにもありますけれども、ほかのものはその都度やりますので、この辺で終わります。

2 点目については、確かに行政側が、町長を初め、町長が県へ行くたびに要請されているのは重々わかります。ただ、取り上げたのは、地権者の方々から全く事業がされていないと。意味がわかりません。理由が。やはり向こうは、都計どおり決定されているのですから、建物を建てる場合はセットバックしないといけないというのを知らせるためにも、取り上げたほうがいいのかということでした。町長が取り組んでいるのも十分わかりますので、私の質問はこれで終わります。以上です。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 12 分）

再開（午前 10 時 13 分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。8 番 照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8 番 照屋仁士君 おはようございます。2 番目ということで、朝一から緊張感のある質問をしていただきまして、少し余裕があるかなと思ったらあつという間に回ってきましたので、質問を始めたいと思います。ことしも 12 月ということで年の瀬も迫り、執行部の皆さんにおかれましても、公私ともにお忙しい日々をお過ごしのことと思います。前回 9 月議会、久しぶりに時間をオーバーしてしまいましたので、質問が途中で途切れてしまいました。今回は時間内で終われるように、簡潔に要点を絞って質問いたします。また、時間に制限のない執行部の皆さんにおかれましては、議会中継、視聴者の皆さんにわかりやすいよう、丁寧な説明にご配慮いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは早速始めたいと思います。一問一答で行いますのでよろしくお願いいたします。大きな 1 点目です。文化・観光施設への誘導看板を設置せよ。私も月に何度か、陸軍病院 20 号壕のガイドをさせていただいております。壕の場所、電話で問い合わせが来ますけれども、案内をするのにとっても不便を感じております。県外からお越しの方々だけではなく、専門のタクシーの運転手さんでもわからないことが多々あります。数少ない南風原町の観光資源を生かすためにも、また観光という観点でいけば、残り少ない一括交付金にも当たるのかなと考えますけれども、そういった部分を生かす意味でも看板設置が望まれています。いかがでしょうか。お答えください。（1）観光案内所、かすり会館へ誘導する看板を、県道から見えるように設置してほしいかどうか。お答えください。2 点目に、沖縄陸軍病院南風原壕群 20 号へ誘導する看板を、車で来られるよう設置できないか。お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 1 点目の（1）と（2）については、関連しますので一括してお答えします。役場前の県道に南風原文化センター、中央公民館、陸軍病院壕跡の案内看板が設置されていますが、それにご質問の看板を追加する場合は、道路からの地上高さや本体の構造等から困難であると考えます。また、新たに県道側に設置する際には、電線共同溝等埋設物による占用スペースや道路構造物への支障の有無等、道路管理者の占用許可を得る必要があると同時に、予算についても、財政状況を勘案して、該当する補助メニューがあるかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは再質問に行きたいと思えます。皆さんのお手元に、写真資料をお配りしていますけれども、メールで送った際に写真の向きがずれてしまったみたいで、文字等が読みづらくなっておりませんが、失礼します。まず、今の答弁では、構造上困難という答弁だとか、補助メニューを模索するという答弁ですけれども、写真以外の周辺の看板の場所を私も調べました。県道上には、この写真の①以外見当たりません。また、この県道は、現在写真でもわかるとおり、一部車線を限定して全線供用されていない状況です。そういった形で、兼城十字路から喜屋武まで全線が供用されるまで時間がありますけれども、そのような観点で言っております。まず、県道を走行中でも見えるような看板が必要ではないかという答えが出ていませんけれども、その点についてどう考えるか、お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ご質問にお答えします。看板等については、観光客がそこに行くためには十分必要なものであると、こちらも考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 必要性はあると認めていただきました。周辺には、余り見当たらないわけです。必要性もあるということです。しかしながら、構造上ということですが、具体的な提案、②に移りますけれども、この沖縄陸軍病院南風原壕への誘導を含めて、写真の①県道82号線役場前の看板ですが、この看板、Aの修正は、陸軍病院壕が現在南風原小学校向けの左になっていますけれども、それを真っ直ぐに修正したらどうか。あわせて何メートルという記載も必要ではないかと思えます。またBの修正で、そこにかすり会館を加えれば、一つの看板でかすり会館、20号壕、そういった誘導になるかなという提案ですが、いかがお考えでしょうか。お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 写真にありますように、陸軍病院壕の矢印の修正等につきましては、わかりやすく修正が必要だろうと思っております。また、かすり会館の文字を追加するという中では対応できるかと思えますけれども、構造上というのは、さらにまた、この下とか上につけ加えるということからすると、柱の支柱の径が大きくなったりするとか、その辺の構造的に現存するものではもたないということで、かすり会館等の文字を入れ込んでやるということについては可能かと思えます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 構造上と言っても、先ほど言ったように、まだ全線供用されていませんよね。看板の中身についても、設置主体がどのような看板にするかというのを考えるのであって、町からの要望はできるのではないかとこの観点で言っています。あとは、文字の大きさ等も考えれば、表記の仕方は十分いろいろな選択肢があると思えますけれども、それも踏まえて要請をしてほしいと思えますが、いかが

でしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、この標識はどちらが設置されたかということから申し上げますと、本標識につきましては南風原町が設置したものです。道路管理者が設置されたものではなくて、南風原町が黄金森周辺整備事業ということで、まちづくり交付金を受けて、黄金森周辺にあります公共施設についての標示をしようということで、サイン事業で設置した事業でございます。それで本町の管理だということを確認していただきたいということで、要請等というのは、県への要請はできなくて、管理は本町ですので、その中で本町がそういったものを修正していくということでございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、まずAの矢印修正とか、そこにかすり会館の文字を加えての修正等については、本町が行うこととなります。その確認はそういった答弁となります。済みません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 必要性はあると答弁されているわけです。形状については、特に本町のものであっても、中身の表記の仕方について、形状についてもまだ検討できるのではないかと。看板を全部そのままつぎはぎしなさいとかそういう提案ではありませんので、再度、そういう考え方でやっていただけるか、検討していただけるか、お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 改めるべきところについてはやっていきたいと思っておりますし、予算等も見ながら、今後また検討してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。検討していただきたいと思えます。

続けて20号壕ですけれども、今、かすり会館の入り口までは、修正すれば②の写真に誘導されますので、かすり会館についてはいいのかなと思います。20号壕については、写真③にありますとおり、県道86号線沿いの運送会社の向かい側、新しく町道5号線に認定して入り口側に看板を設置すればわかりやすいのかなという提案ですけれども、あわせて、ここに誘導した場合にも、20号壕周辺、公園内についてももうちょっと整備する必要があるのかなと思います。写真③、写真④も含めて、20号壕へ誘導する看板の強化をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。まず、公園事業の中では、そういった地区外もありますの

で、整備としては難しいということでもあります。そういったことで、予算等も新たな補助メニューも検討して、そういった設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 新たな補助メニューということもありましたけれども、先ほど必要性についても議論をしました。現在、小さな看板、手づくりの看板を含めて幾つかはあります。ただ、年間1万人近くの来場者がいらっしゃる。そういった中で、現場では、電話で問い合わせを受けてもなかなか誘導しにくい。そういう状況があるわけです。その必要性も含めて、再度、整備に向けて検討できるかどうか、お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。20号壕は、確かに地番等を言われてもなかなか、ナビで出てくるものでもございませんので、やはりそこについては、標示看板等の案内看板が確かに必要だと認識しております。やはり設置する際には、やはり補助メニュー、予算的なものを検討して、探して、それから設置等の検討をしてまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、県内でも、観光客が1,000万人ということで、本町でも観光協会が立ち上がってさまざまな努力をしているわけです。年間1万人といえど、やはり本町に来ていただくお客さんにどう見ていただくか、どう感じていただくかという視点で、引き続き早目の検討をお願いしたいと思います。

それでは大きい2点目に行きたいと思えます。休職中のひとり親家庭でも認可保育園へ入所できないと聞いたが事実か。現在、本町は非常に待機児童が多くて、認可保育園を待っている方、本当にもやもやした気持ちで、復職したくてもできないとか、そういったさまざまな環境があると思えます。まず(1)年度途中の入所について、そういったひとり親家庭でも入所できないという状況があるわけですが、保育の必要性については点数化をして、優先順位についても見える化をしていると理解しています。保護者の皆さんに対する説明、運用、その他どうなっているか、示していただければと思います。表になっている点、表も資料を出していただいています、その辺もあわせて説明をよろしくお願いします。2点目に、ことしの10月から認可外保育園や一時預かり、ファミサポも含めて幼児保育の無償化が実施されています。それによって、待機児童の状況がどのように変化しているか、お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項2点目の(1)についてお答えします。入所については、南風原町保育所入所基準表に基づき、保育を必要とする状況に応じた指数をつけ審査いたします。基準表に

については、入所申し込みのしおりや、ホームページに掲載し情報開示をしております。休職中のひとり親家庭の保護者が復職する場合に、フルタイムの就労の点数 10 点、ひとり親世帯の調整指数として祖父母同居世帯は 12 点、単独世帯は 14 点が加算され、22 点から 24 点となり、フルタイムの共働き世帯の点数、父 10 点、母 10 点の合計 20 点よりも高い点数となります。しかし、年度途中入所の場合は、特に待機児童が多いゼロ歳から 2 歳児においては、入所できない場合が想定されます。

(2) についてお答えします。毎年 4 月及び 10 月に、厚生労働省が行う待機児童数調査があり、令和元年 4 月と 10 月を比較したところ、4 月は 208 名、10 月は 294 名で 86 名増となっております。しかし、この時期の増は例年と同程度であることから、無償化の影響はないと考えています。以上です。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 今、非常に多くの方が待機児童で待たれています。入所できずに待っている方々にとって、先ほど言ったひとり親家庭。少し例を挙げていただきましたけれども、この資料の表についてもホームページで公開しているということです。ただ、公開しているとは言っても、入所にかかわる書類、私も見せてもらいましたが、非常に記入事項も多いので、現在、自分が置かれている状況、提出した時点でどのようになっているかというのは、なかなか把握できているのか、できていない方もいらっしゃるのではないかと考えます。そういった観点でいくと、入所受付の際の説明、例えば何人待っている、皆さんの順位は何位ですと。またその後、途中、月ごとに保育園の状況、少しずつでも変化はあると思います。そのようなその後の対応についてどのようになっているか。再度、詳しくお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今、答弁いたしました基準表を中心に説明を行っております。この基準表というものは、入所申し込みのしおりとセットで配布をしております、説明も同時に行っております。しおりには、申請時の必要書類から、申し込みや入所決定、また入所保留になった場合のスケジュール、あるいはまた保育料などの記載も全て行っております。今、ご質問のありました申し込み時の資料が足りない、そういった複雑な場合においても、その資料を示して、足りない資料があった場合には、こちらから〇〇の資料が足りませんということを一覧に示して、本人に文書で説明を行う形をとっております。提出がされていない場合は、こちらから提出されていないという状況も伝えております。また、各月の入園に、受け入れに空きが出た場合は、こちらから連絡をしますということもしおりのほうに書いております。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 後の答弁にもありましたけれども、現在、とは言っても 290 名余りの方々が入所できずまっているわけです。空けば連絡しますと言っても、現状これだけ待っているわけですから。この 290 名近くの方々に全て連絡が行く状況ではないと思います。ですからやはり、この状況に応じて、問い

合わせにも的確に答えているとは思いますが、そのような途中入所についても、問い合わせには、受付時同様説明できる、答えている、そのような考え方でよろしいですか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。受付時に、途中入所の問い合わせに対しても、現在の順序なども含めて、適切にお答えを行っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私たち議員も含めて、また行政のほかの部署の職員も含めて、これだけ子供たちが待機して待っているわけですから、聞かれることがいろいろな場面であると思います。是非とも、待機している方々にも理解していただけるように、こども課の窓口でも引き続き適切に対応していただきたいと思っております。

それでは2点目の質問に移りますけれども、現在、294名の待機児童がいるということです。去る9月議会にも、宮城清政議員へ回答がありました。同様の、ほぼ同じ、近い数字ですけれども微増でふえています。12月現在、待機児童数ですけれども、年齢ごとに何名いるかお示しいただけますか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。令和元年12月1日現在の待機児童数です。ゼロ歳児151名、1歳児98名、2歳児71名、3歳児23名、4歳児1人、5歳児ゼロ人、合計344名の待機児童となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 10月からの幼保の無償化に伴って、県内の待機児童の問題も非常にクローズアップされています。私もさまざまな勉強会で状況を聞きますけれども、南風原町の待機児童数は344人とお答えいただきましたが、私も聞いたところによると、2019年4月1日現在で、南風原町は全国一の待機児童率であるということを知りました。それが事実かどうか。また数においても、県内では那覇市が、現時点で五百何名と伺っていますけれども、数においても、那覇市に次いで2位であると。直近の新聞報道にもありましたとおり、待機児童解消の計画についても県が下方修正をいたしました。その要因が、南風原町と石垣市による待機児童解消のめどが2021年にはつかないということだと受けとめています。今確認したことを含めて、南風原町としてどのように現状を受けとめているか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今ありました全国待機児童率は、南風原町 9.92%で、報道などにありますように、全国一の数値でございます。また、待機児童の数においても、令和元年度4月1日時点で208名おまして、こちらも那覇市に次いで人数で2位の数字となっております。また、県が待機児童解消を目的にした報道に関してもございましたが、南風原町においては、平成27年度から令和元年度において、547人分の受け皿をふやして、また次年度も3園の整備を行っております。しかしながら、保育の人数に対する供給が需要に追いついていない状況がございまして、保護者の方々あるいは関係者の方々に、大変申しわけなく思っている状況でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 さまざまな要因があるとは言っても、これは本町だけではありません。待機児童解消に向けて取り組んでいるのは、どの市町村も一緒であります。その需要と供給のバランス、さまざま要因があるとは言っても、この南風原町はほかの市町村のように進んでいない。そういったことは、今の答弁にもありましたけれども、町民にとっては非常に残念であるし、待っている方々にとっても非常に不安を与えていると思います。そこで、具体的な内容に行きますけれども、10月から幼児教育の無償化があります。3歳からですけれども、3歳になった次の年からですので、4歳から6歳の待機児童だと思えますけれども、認可外保育園や他のサービスにおいても無償化をされています。そこで、ゼロ、一、二、三歳については、幼保無償化の対象外になるわけです。そういったことでいくと、先ほどの答弁の中でもありましたが、無償化の影響が、なかなか待機児童に反映されていないと。そこに少し課題があるのではないかと私は考えています。宮平保育所などの町立保育所ですとか、認可保育園のほうに、具体的に、ゼロから3歳の枠をふやすなど、特段の配慮についても努力すべきではないかなと。保育園を建てると言ってもなかなか時間がかかるわけです。相手業者もいます。認可保育園をやっただけ、協力していただける方の状況もあります。ですから、まずはできる策としては、具体的にゼロから3歳の枠をふやす、そういった努力が求められると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。先ほど、受け皿、整備数の話、547名という答弁をいたしました。各園の定員確保についても、非常にご努力をいただいているところでございます。具体的には、平成29年度には、みつわ保育園とよなほ保育園で、合計46名の定員の増、また平成31年度にはやまがわ保育園で17名の定員の増などを行っております。また、次年度の令和2年度においては、津嘉山保育園で10名の定員増を行う予定でございます。また、年度内においても、先ほど4月1日、208名の待機児童の答弁をいたしましたが、年度当初以降2名の保育士を確保することによって、児童13名の受け入れをふやしたり、あるいはまた定員の弾力化によって、受け入れ人数をふやしたりしております。また、広域入所などの申し込みも積極的に取り扱っております。そういったことで、年度内においても49名の児童受け入れ増を行っておりまして、特にゼロ歳児の枠を広げることを中心に定員確保を図っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、さまざまな説明をしていただきましたけれども、具体的には私が指摘したとおり、ゼロ、一、二の枠をふやす、そういった考えで行っている。そのような理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。ゼロ、一、二の待機児童の解消が一番課題であると捉えまして、次年度においても小規模保育園、ゼロ歳、1歳、2歳を対象にした小規模保育園の開園も予定しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そこで、去る9月議会の中で、清政議員の質問に対しての答えがあったのですが、認定こども園について、本町においては、この認定こども園が得られるメリット、これまでの答弁では、専任園長、給食提供、午後の預かり保育等、既に達成をしていると言っていましたけれども、去る9月議会で、この認定こども園について、3歳児受け入れを含め検討するという答弁があったように記憶しております。これについては、これまでの状況と少し違っているのかなと思いますけれども、方針転換として、認定こども園化を進めていく、そのような考え方なのか、お答えください。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。その点に関しましては、教育委員会でも検討いたしまして、認定こども園化に向けた取り組みに方向転換をしております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、方向転換、方針転換をしているということですが、私の立場は、認定こども園化、もちろん必要であればいいのですが、これまで私たちには、得られるメリットについて、先ほどの繰り返しになりますけれども、既に達成している。ただ、その上で幼稚園、現状の幼稚園については、クラス担任の正職員化ですとか、具体的には21クラス中10クラスが臨時教諭であると。確かに産休代替も含めてですけれども、そういった課題。土曜日預かり保育の教諭確保ができていない。さらに、このような幼稚園の課題さえ、何度も指摘をして進んでいない状況の中で、この待機児童解消も含めたこども園化というのは、私は時期尚早、検討して、もっと課題が大きくなる、そのように思うわけです。ですから、検討するというのはいいいんです、将来ですから。ただ、現実的には、今ある課題を解決していく、そういった姿勢が必要だと思います。先ほど言ったようにゼロ、一、二の待機児童の問題、具体的に解決していく。教育委員会においては、今ある課題をどう改善していくか。そういった方向性をしっかり出した上で、プラスアルファのこども園化については考えるべきだと理解しています。そのような考え

で取り組んでいただけるかどうか、お答えください。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。幼稚園現場のほうでも、人員の確保だったり等の課題がございますので、その点も含めた上で、認定こども園も一緒に検討してまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 主管課は違いますけれども、大きな課題は、先ほど言ったように、現状344人も待機児童がいる。そして、受け入れを拡大することも園化についても、現状の幼稚園にも課題があるわけです。その辺を、保護者の皆さんにしっかり説明できるように取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます。

3点目に行きたいと思います。ふるさと納税、商工会委託へ戻せであります。(1) ことしからプロポーザルで新たな委託業者へ変わりました。他の市町村では、生産者や事業者とうまくいかないケースがあるとも聞いています。本町ではどのようになっているか、お答えください。2点目に、このふるさと納税ですけれども、立ち上げから商品開拓、地域に密着した取り組みを行ってきた商工会委託へと戻すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目の(1)についてお答えします。今年度より、委託業者が変更になったため、3月18日に返礼品提供事業者に対し説明会を行いました。その際に、返礼品提供事業者から特に意見等はありませんでした。また、説明会終了後、受託業者と返礼品提供事業者との間で、返礼品提供に関する確認書を取り交わしており、問題なく事業を進めております。

(2)についてお答えします。ふるさと納税の業務委託については、平成29年度から町商工会に委託し、商品開拓等により寄附件数、寄附額もふえてきました。そのため、ふるさと納税件数が伸びたことにより事務量がふえ、事務改善の必要がありました。さらなるふるさと寄附金の確保及び事務の改善を図ることを目的に、公募型プロポーザルを行いました。その結果、ふるさと納税件数、額もさらに伸び、事務改善も図られました。今回も、公募型プロポーザルにより業者選定を行う予定ですので、町商工会も公募型プロポーザルに参加して、事業提案をしていただきたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 予算でもさまざまな議論がありますけれども、ことし変更になった後、3月18日に事業者に対して説明会を行っているということですが、それ以外に、受託業者初め、またはそれ以外から、生産者ですとか、商品提供事業者の声などを聞く機会はどのように設けているか、お答えください。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。受託業者が中心となって調整していましたので、町が直接生産者や事業者の声を聞く機会はありませんでした。今後、こういった取り組みについて検討していきたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私のほうでも、生産者とか出品事業者からも、さまざまな声をいただいております。商工会委託から業者が変わって、自分たちの声が反映されているのかどうかとか、生産者にとっても、生ものを扱っているわけですから、特に生産品、果樹とかそういったものだと、来年の出荷分を受け付けているわけです。そういったことでいくと、より細かな連携とか、当然、町としてはふるさと納税をふやすという観点はあったと思いますし、業務の効率化はあると思いますけれども、もう一方では、地方創生、さまざまな地方に元気を届ける。そして生産者のやる気を高める。そして事業者の皆さんの、町外へ発信するノウハウをしっかりとつけていただく。そういった観点でいくと、やはり生産者、事業者の声を聞いて、それを生かしていく。そういったことが求められるわけですが、検討すると答えていますけれども、それについても、今回のプロポーザルも含めて、これまでどうだったのか。そしてことし、どのようにやりとりをしているのか。それも含めて評価、検討、分析する必要があると思います。そのような考えでよろしいですか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 今後、プロポーザル方式で行うことに対して、選定委員会等も含めて、この辺の分析等については検討していきたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そのようにお願いします。

2点目に、次年度のプロポーザルに関しても、商工会も公募型で応募してほしいという内容ですが、前段の状況も踏まえて、やはり立ち上げから商品開拓、地域に密着した取り組み、このふるさと納税だけにかかわらず、町内の事業者育成に関しては取り組んでいただいていたと私は思いますし、他の議員からもそういう声が上がっています。そういった意味では、私は、プロポーザルがいいのか。それともやはり、前のように商工会、これまでも地域育成という観点でしっかりやってきましたので、このプロポーザルがよかったのかということも含めて、商工会に戻すべきではないかという提案です。町の見解は、プロポーザルで参加してくれということですが、そういうことでいくと、なかなか評価がどうだったのかということが、分析されるのかどうか曖昧です。ことわざではよく、井戸を掘った人のことを忘れるなどという言葉があります。せっかく立ち上げて、初期投資して努力してきた。こういうことも評価されるべきだと思いますけれども、それでもやはりプロポーザルの中でそのような評価もされるのかどうか、

お答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 プロポーザル方式では、ふるさと納税業務の実施に当たり、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験などの見きわめ、本業務を委託するに最も適した事業者を選定しております。審査評価の内容につきましては、今後、商工会等の実績、開発等、これを選定委員会でこの評価についても検討していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 トータルで考えて、プロポーザルありき、予算ありきではなくて、やはり町内にどのような状況が必要なのか。そういうことも含めて、プロポーザルありきで考えるのではなくて、ことしの予算ではないですよ。次年度以降も含めてですけれども、そのような考えで行ってほしいをお願いをしたいと思います。

次に4点目に行きます。疑いを持たれるような指名入札制度を改めよ。前回の質問以降、早速、入札参加登録名、町内業者の表記を追加していただきました。また、指名入札における地元業者優先の実態についても、別日程でご説明をいただきました。あわせて感謝を申し上げます。さて、前回の質問を振り返りながら、時間切れでしたので、掘り下げる部分、また時間切れになった提案部分について、再度質問をいたします。(1)前回の質問で、指名業者の偏りを指摘しました。答弁では「入札の際、2表、3表で優先指名しているので問題ない」とありました。2表、3表で指名した全事業者の指名回数、町内外、ランクでわかりやすいように示してください。2点目に、管工事の登録事業者において、同工事6件の各ランクごとの町内業者の数と、今回示された業者数、それぞれの指名回数についてお示してください。3点目に、目に見えない指名の優先が、疑いや不満を生んでおります。さきの入札制度の改正とあわせ、町民に疑いを持たれない入札制度に改めるべきと考えますがどうか。お答えください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それではまず(1)についてお答えいたします。第2表、第3表ごとに、業者番号、指名回数、町内外、ランクの順でお答えいたします。まず第2表です。業者1、2回、庁内、電気のB。業者2、1回、町外、電気のB。業者3、2回、町内、これは代表者の在住です。管のB。業者4、1回、町内、これも代表者の在住で、管のC。業者5、2回、町内、これも代表者の在住、管のB。業者6、1回、町内、管のB。業者7、3回、町内、管のB。業者8、2回、町内、これは代表者の在住、管のB。業者9、3回、町内、管のB。業者10、3回、町内、管のB。業者11、3回、町内、管のB。業者12、3回、町内、管のB。業者13、3回、町内、これは代表者住、管のB。業者14、3回、町内、管のB。業者15、2回、町外、管のB。業者16、2回、町内、代表者住。電気のB。業者17、2回、町内、電気のB。業者18、4回、町内、代表者住、管のB。業者19、2回、町内、管のB。業者20、1回、町外、管のC。業者21、1回、町内、管のC。業者24、2回、町内、電気のC。業者25、1回、

町内、電気のA。業者 26、2回、町内、電気のB。業者 27、2回、町内、電気のB。業者 28、2回、町内、電気のB。業者 29、1回、町外、電気のB。業者 30、2回、町内、電気のB。業者 31、1回、町内、管のB。業者 32、1回、町外、管のB。業者 33、1回、町内、管のB。業者 34、1回、町内、管のB。業者 35、1回、町外、管のB。業者 36、1回、町内、これは代表者在住、電気のC。業者 37、1回、町外、電気のC。業者 38、1回、町外、電気のCとなっております。続きまして第3表。業者 16、1回、町内、代表者在住、電気のB。業者 17、1回、町内、電気のB。業者 22、1回、町内、代表者在住、電気のA。業者 23、1回、町内、代表者在住、電気のA。業者 24、1回、町内、電気のC。業者 25、1回、町内、電気のA。業者 26、1回、町内、電気のB。業者 27、1回、町内、電気のB。業者 28、1回、町内、電気のB。業者 29、1回、町外、電気のB、業者 30、1回、町内、電気のBとなっております。

(2) についてでございます。管工事の全登録事業者はAランク 121 事業者、Bランク 79 事業者、Cランク 43 事業者であります。町内事業者はAランク 10 事業者で、そのうち第1表で指名事業者 8、全 66 回の指名中 34 回の指名。Bランク町内事業者は 24、うち指名事業者が 11、全 66 回中 18 回の指名。Cランク町内事業者は 11、そのうち指名事業者が 1、全 66 回中 2 回の指名。次に管工事の 2 表において、Aランク事業者の指名はありません。Bランク町内事業者は 24、うち指名事業者が 16、全 44 回のうち 35 回の指名。Cランク町内業者は 11 で、そのうち指名事業者が 2、全 44 回中、2 回の指名となっております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは(3)についてお答えします。町では、入札の透明性を図るため、入札参加資格者名簿、入札結果、予定価格、最低制限価格など入札に係る情報公開を行っています。入札関係の公表方法として、入札参加資格者名簿をホームページに公表、入札結果報告書は窓口で自由に閲覧できるように公表し、隣町に比べても積極的な公表となっておりますことから、現行どおり取り込んでまいります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 (1)、(2)と丁寧に細かい答弁をいただきました。少し漏れているようではありますが、この指名業者の実績について、このランクづけですね。たしか以前の答弁では、平成 29 年度、平成 30 年度のランクを参照しているということがあったと思いますけれども、今回指摘しているのは、新しい名簿に変わってからの入札ですかということから前回始まっていますので、そのランクについての考え方、再度答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん それではお答えいたします。今回、空調工事の選定に当たりましては、今年度、2019 年度の登録事業者の中から選定をしているのですが、そのときにはまだランクが決まっておらなかったもので、2019 年度の事業者に登録されている事業者の中で、ランクについては以前のも

のを使ってランクを選定しておりますという回答となります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 では、名簿は新しい名簿で、ランクの中身については平成29年度、平成30年度を使っているということであれば、総事業者数とか、数がちょっと合わないのではないかと思いますけれども、それはどういう考え方ですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 申しわけありません。こちらで申し上げていましたのは、ここの答弁で申し上げていたのは、前回確認したときの、2018年度の事業者登録の数を、今回の答弁で回答しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 では、名簿もランクも2018年当時ということによろしいですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん はい。名簿は2018年当時のものになっております。ランクについてもです。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回の答弁で、分析等、まとめるところまではなかなか、今の時間では至りませんので、後日、私のほうでも分析をしたいと思います。

(3)に進みたいと思いますが、先ほども冒頭で申し上げたとおり、今回、前回の指摘をして、入札参加登録名簿、町内業者の表記、追記をしていただきました。その中では、町内業者については丸で表記をされています。その部分、具体的には代表者在住を「代」とか、営業所在町を「営」とか、そのような表記をよりわかりやすくしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 この件に関しましては、検討していきたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。非常に、取り組んでいる姿勢については理解をしていますし、感謝を申し上げますので、是非ともわかりやすく、変えられる点は変えていただきたいと思います。

9月の質問でも、指名の際の町内優先について、現在4項目、災害協定、商工会会員、行事への寄附、清掃ボランティアと答えていらっしゃいます。しかし、私の提案は、それ以外に社会貢献、地域貢献を含め、点数化をし、見える化をして、評価を加えるように提案したものであります。先ほどの保育園の表にもありますけれども、より町民の皆さん、事業者の皆さんに理解をしていただく、そういった視点であります。去る9月には、部長から、その方法については寄附の強要につながるから不適当との答弁もありました。しかしながら、この質問をするに当たっては、現在の制度の中でも不満や不安のある事業者がいる。そういったことから私は質問をしています。その方々に対してはどのように説明するか、お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。現在、社会貢献と地域貢献につきましては、県の総合評点の中に、そういった評点も加味されているということでの格付けでございますので、本町としましても、そういった県の格付けのランク表を使用しているということでございます。また、ボランティア等につきましては、事業者の皆さんのご協力に基づいて現在行っているところでございますけれども、そういったものにつきましても、指名の選定におかれましては、そういったことも加味して、本町の指名委員会のほうでそういった審査をしているということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 去る9月の答弁にもありましたとおり、前提条件が違うわけです。副町長の答弁の中でも、なかなかこれだけの数の指名入札、膨大な量、事業者数があるから、その評価について不満があるのかどうか、なかなか声が届かない、そういう状況があるかと、町は把握していない、そういったことでした。やはり把握していないから現在でいいという視点なのです。スタートが。でも私が申し上げているのは、現行制度でも不満の声はありますと。ただでさえ、以前、億単位の入札の見間違いだったり、現状の入札制度に不満があるから私は質問をしているのです。当然、この声があるから私は質問をしています。その中で、どこに問題点があるか。何度も何度も掘り下げてきたところ、この現行のランク、確かに県の評点の中に社会貢献とかはあります。しかし、それだけでは地域の事業者が評価されていない。そういう声があるわけです。部長、寄附の強要につながる、そうおっしゃいましたけれども、現行制度だって、寄附の強要、ボランティアの強要、つながっている、そういう声だってあるわけです。地域貢献が評価されていない、地元業者が評価されていない、そういう声のもとに私は質問をしています。そういうことでいくと、この指名入札についても、やはり今、財政が厳しい中で、いろいろなところで各種団体、地域にも我慢をいただいています。しかしながら、こういった大きな工事、大きな金額が動くところで不満を持たれる。そういったことであれば、町への信頼性が揺らぎかねない。そういった視点で私は質問をしています。そういったことですので、そのランク以外で、町内業者を指名することを優先している、優先指名している、そこが見えないのです。だから、目に見える社会貢献制度を使って、新たな評価をする

べきではないかと提案を申し上げます。今評価をするならば、何々株式会社、町内、また代表者、営業所、そのランクの中でも県のランクはBだけれども、社会貢献で、南風原町は20点プラスをしているので、町の評点はAランクですとか、そういったさまざまな評価の仕方はあると思います。前提が違うのです。不満はないという前提で今の制度でいいと。しかしながら、現場の声、町内の声は、今のあり方はおかしい、疑いがある、信じられない、だから変えてくれと言っているのです。それも含めて検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。質問の内容で不満とか、そういう声が届いているという、それを受けての質問だと理解はしています。ただ、そこがちょっと、私どもが受けている内容と受け取り方に差があるなと思っています。先ほど、経済建設部長も答えていましたが、何をどう変えてもらいたいのか。あるいは強要することについて、例えばボランティア、いろいろ浄財をお願いする場合も、強要につながっていると。そういう受け取り方をされていること自体は、正直に言って、今聞きまして大変残念だな。これは私どもの取り組み方がそういう誤解を与えているのであれば、そういうことについては、改めて関係部署で集まって議論して、改めたいと思います。今後もこの業務は続くわけですから、そういう不平不満があるのであれば、どこをどう改善すればそういう不満が解消するのか、そこがわからなくて、どう答えていいかも、正直に言ってわかりません。ですから、それについては、そういう機会がありましたら、私どもも意見を聞く機会を設けますので、今後、それについては、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 副町長、前提が違うと何度も申し上げます。声は届いていないとありますけれども、発注権者に面と向かってなかなか言えませんよ。そういう声が、私は具体的な提案としてこういう取り組みをすれば解消できるのではないかという説明をしているわけです。ですので、あらゆる方法を…。

○議長 知念富信君 終わります。暫時休憩します。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時23分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。3番 岡崎 晋議員。

〔岡崎 晋議員 登壇〕

○3番 岡崎 晋君 岡崎です。よろしくお願ひいたします。一括で質問、一括でご答弁をいただいて、

その後、一問一答でお願いいたします。まず、会計年度任用職員制度について。地方公務員の非正規職員は、全国で64万人もおり、教育や子育て、福祉などさまざまな分野で地方行政の重要な担い手となっています。この現状のもとで、非正規職員の適正な任用と勤務条件を確立することが求められており、2017年5月に法律が成立しました。その際に、お手元にお配りしました附帯決議も採択されております。総務省は、来年4月の法改正に向けて、3年前から実態把握やシステム改修などの準備を呼びかけてきました。ことしの3月に、沖縄県企画部市町村課がまとめた、沖縄県市町村概要によると、2017年度実績で人口1,000人当たりの正職員の人数は、本町が4.98人、県内41市町村で最も少なく、唯一5人を下回っていました。人口1,000人当たりの正職員数は、沖縄県が7.41人、那覇市6.38人、本町に隣接する3つの町では5.4人、5.78人、6.27人で、本町の4.98人は隣の3つの町の平均よりも0.8人、約1人も少ない。本町では非正規職員が占める行政サービス、住民サービスの比重は非常に大きいものと見ております。このような状況下で、法律や附帯決議でもうたわれているように、非正規職員の処遇を一層しっかり確立していかなければならないという趣旨で、この質問をいたします。再質問やまとめ方がなかなかふなれですので、最初から小まめに質問をさせていただきます。

会計年度任用職員制度について伺います。(1)本制度の意義は何か。(2)本改正案に対する国会の附帯決議に沿った改正となるか。(3)対象者は何人か。①非正規フルタイム職員は何人中何人か。②パートタイム職員は何人中何人か。(4)特別職非常勤職員は対象外か。その主な業務は何か。(5)対象外職員の人数とその処遇はどうなるか。(6)対象者にとってメリットとデメリットは何か。(7)給料・報酬・諸手当・期末手当等の処遇はどうなるか。(8)産休・育休職員の翌期への移行はどうするか。(9)職の再設定により、事業の廃止、職員減や業務負担増等で行政サービスが後退しないか。(10)現行のどの業務で外部委託が生じるか。(11)制度導入に当たり、労働組合と協定書を締結するか。(12)人事・給与システム改修はいつやるか。(13)初年度から年度ごとの費用増を幾ら見込んでいるか。(14)財源をどう賄うか。

2番目、ひきこもり対策について伺います。(1)本町のひきこもり者は何人いるか。そのうち中高年者は何人か。(2)ひきこもり対策はどの課が所管し、どう対応しているか。(3)コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、民生委員・児童委員とどう連携しているか。(4)6カ月以上の不登校児童・生徒は何人いるか。(5)これらの子供たちには、どの課とどの課が連携を取り合って、本人や保護者に具体的にどんな支援をしているか。(6)中高年のひきこもり者は福祉マップで把握されているか。(7)福祉マップは自治会でどう活用されているか。

3番目、高校進学できない障がい者等について伺います。(1)障がい等のため、希望しても普通高校に進学できない子供たちをどう把握し、どう支援しているか。

4番目、廃プラスチック焼却について伺います。(1)来年4月から事業系一般廃棄物処理料が10キログラムごとに110円から130円に18%上がります。廃プラスチックによる深刻な海洋汚染や不法投棄を減らすなどのために、汚れて再資源化できないペットボトルを含む廃プラスチックの焼却をふやすべきではないか。以上、お願いいたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項1点目、(1)から順次お答えいたします。まず(1)につい

てであります。現行の臨時・非常勤職員制度においては、制度が不明確であり、各地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取り扱いがまちまちでしたが、法改正により、会計年度任用職員制度という統一的な取り扱いが定められることにより、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件等を確保していく上での重要な制度的基盤となるものです。

(2) についてお答えします。本町の会計年度任用職員制度は、附帯決議に沿った改正となります。

(3) についてお答えします。令和元年度当初予算計上時点での対象職員は、臨時職員 181 名、嘱託職員 112 名の合計 293 名が対象となります。なお、フルタイム、パートタイム職員の人数については、これから予算編成を通して決定する予定であります。

(4) についてお答えします。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に規定する職のうち、教育委員、選挙管理委員、農業委員など 40 の各種委員会委員及び学校医や学校薬剤師など、専門的な知識経験等を有し、助言・調査・診断業務を行う職に該当するものは、引き続き特別職非常勤職員となるため、会計年度任用職員の対象外となります。各種委員においては、委員会における調査審議等が、医師等においては診断がその主な業務となります。これらに該当しない職である教育相談員、公民館長、社会教育指導員、外国人英語指導助手、国際交流員、嘱託員は、会計年度任用職員の対象となり移行することとなります。

(5) についてお答えします。令和元年度当初予算計上時点で、会計年度任用職員へ移行がない特別職非常勤職員の人数は 287 名となります。移行はなく、引き続き特別職非常勤職員となるため、その処遇について変更はありません。

(6) についてお答えします。給料の昇給や各種手当の支給開始及び期末手当の拡充等の処遇改善がメリットとなりますので、デメリットはないと考えております。

(7) についてお答えします。給料・報酬は、現在の職種の給料月給及び時給額の直近上位の額となるよう設定し、通勤手当や時間外・休日勤務手当、退職手当等が支給対象となります。また、期末手当は常勤職員と同様に、年間 2.6 月分の支給となります。

(8) についてお答えします。会計年度任用職員の産休・育休期間はその任期までとなり、最長でも 3 月 31 日までとなります。しかし、翌期において産休・育休職員が再度の任用がなされ、改めて当該休暇等を取得することにより、産休・育休を継続することが可能となります。

(9) についてお答えします。会計年度任用職員制度への移行による行政サービスの後退はないものと理解しております。

(10) についてお答えします。会計年度任用職員制度移行による外部委託は、現在のところ予定はありません。

(11) についてお答えします。会計年度任用職員の勤務条件については労働組合と協議を行っており、必要に応じて協定書を締結していきたいと考えております。

(12) についてお答えします。現在、契約事務を進めており、3 月末までにシステムを導入し、4 月より稼働開始してまいります。

(13) についてお答えします。初年度である令和 2 年度は、現在より約 1 億円程度ふえる見込みであり、その後は昇級等もあることから、年度ごとにさらに増額となる見込みであります。

(14) についてお答えします。補助事業等を活用している事業以外は一般財源となります。

質問事項 2 点目の (1) についてお答えします。本町で把握している人数は 18 人です。そのうち 40

歳以上は14人です。

(2)についてお答えします。ひきこもり対策は、民生部内各課で所管し、さまざまな相談の中でひきこもりの相談があれば、訪問や支援機関を紹介する等の対応をしております。

(3)についてお答えします。コミュニティソーシャルワーカーと情報共有、訪問する等の連携を行っています。民生委員・児童委員が把握している方については、コミュニティソーシャルワーカーと情報共有し、見守りや何かあればCSWに情報を伝える等の連携を行っています。

飛ばしまして(6)についてお答えします。民生委員や自治会長等、地域の方が把握できている方については、福祉マップに記されています。

(7)についてお答えします。福祉マップは、地域で見守りを必要としている方と、見守る方を可視化することを目的にしています。マップづくりを通して、どこが把握できて、どこが把握が難しいかなど、見守り活動を行う一つのツールとして活用しています。

質問事項4点目の廃プラスチック焼却について問うについてお答えします。家庭系の資源化できないペットボトルを含む廃プラスチックは焼却しております。事業系の廃プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理されているものと理解をしております。以上です。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項2点目の(4)についてお答えいたします。平成30年度に180日以上欠席した児童生徒は7名となっております。

続きまして(5)です。不登校の児童生徒や保護者への直接的な対応は、学級担任や教育相談担当などにより、各学校での対応となります。また、不登校の状況に応じて、学校と学校教育課、こども課などの関係機関が連携を取り合って対応しております。さらに、各学校へ心の教室相談員、小中アシスト相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、児童生徒本人や保護者へ、教育相談や家庭訪問・登校支援などを行っています。また、教室以外で学習できる環境として、中学校には適応指導教室、自立支援教室を設置、学校外では町の教育相談支援センターや島尻教育適応指導教室「しののめ教室」による支援が可能となっております。

続きまして質問事項の3点目にお答えします。中学校では年数回、進路希望調査や保護者面談等で、できるだけ早い段階でその希望を把握するとともに、保護者と協力学級とが連携しながら、高校入試に向けて受験対策等の支援を行っています。中学校卒業後の状況把握や支援は行っておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。細かに質問しましたので、副町長には長いご答弁、ありがとうございます。初日の本会議でも、こちらで照屋議員が取り上げられましたけれども、その後の委員会などでの審議を通して、私は安堵いたしました部分が大きいです。当初より心配されていました人数が、ちょっと前後しますけれども、職の整理が進められて、そのために職員が減っていくのではないかと、あるいは3月を境にして、言ってみれば雇いどめになってしまう非正規職員がふえたりするのではないかと、という懸念を持っておりましたが、委員会や本日の答弁を通して、そういう心配はまずないということが

確認できました。それは、そのとおりで、もう一つ、照屋議員も取り上げられた期末手当が2.6カ月払われる分、これまで受け取っていた額から減らされたりすることはないのかという懸念もありましたが、それもないという答弁だったと理解していますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。ご質問のとおり、人数を減らすとか、その部分についてはまたこれから予算編成がございまして、そちらで対応してまいります。期末手当による減額等も、ご質問のとおり予定はありません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (3)の中でもう一度お伺いします。現在のフルタイムの非正規職員、それからパートでの非正規職員の人数を教えてください。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。フルタイム、パートタイムという位置付けではありませんけれども、職員と同じ勤務時間の臨時職員が106名です。臨時職員の中でも短時間の方がいますので、そちらが今後パートタイムに移行する方が50名、嘱託職員も週30時間ということで、1日6時間ですので、こちらもパートタイムに移行するだろうという職員が112名、トータル268名となっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (4)の中で、特別非常勤職員のことを伺っていますが、現在、本町には選挙管理委員会とか農業委員会とか、40もの各種委員会があるというお答えでしたが、これらの方々は対象外というお答えです。40もの委員会がうまく整理できないものかと委員会で伺いましたが、それぞれの委員会がそれぞれの役割を持っているので、この委員会は減らしたり、統合することはできないというお答えでしたが、お答えはそのとおりですか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 ご質問のとおりです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (6)の対象者にとってメリットとデメリットを伺っていますが、デメリットはないというお答えでしたが、会計年度任用職員になると、業務上の守秘義務とか、あるいは懲戒の対象にな

るということがあると思いますが、それはそのとおりですか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。そのとおりです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 もう一つこの件でお伺いします。(14)の財源をどう賄うかという質問に対して、お答えは補助事業等を活用している事業以外は一般財源となるということですが、もう少し詳しくお答えをお願いいたします。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 一般財源以外の補助事業等ですが、例えて言いますと、国保のほうでは後期高齢、特定健診、また年金等ですね。保健福祉課のほうでは包括支援事業とか、こども課においての子ども・子育て支援等、補助事業での賃金があるのと、そういったものは除かれることとなっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 冒頭で触れましたように、64万人もの非正規職員が来年4月からこの制度、全員ではないだろうけれども対象となっていくと。そうすると、財源が莫大なものになります。国は、それを3年前から呼びかけてきて、来年からいよいよ実施という運びになりましたけれども、その財源、初年度は1億円かかるというお答えでしたけれども、国による地方交付税の措置は、これだけ全国一斉にやるとなると、なかなか期待ができるものではないと考えますけれども、それに対してはいかがと思われますか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 財源の措置については、岡崎議員が配付しています附帯決議にも記載がありますが、三で、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めることという附帯決議がありますので、我々としては財源の措置があることを期待しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そうですね。確かに国から措置を大いに期待したいところです。でも、そういう厳しい財政の中でも、冒頭にも申し上げましたように、私たちの非正規職員の皆さんに担っていただいて

いる行政サービス、住民サービスは非常に大きなウエートを占めております。彼らの処遇を来年からさらに一層、しっかりと処遇を確立していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問で、ひきこもり対策について伺います。本町でのひきこもりを把握しているのは18人。そのうち、いわゆる中高年、40歳以上といわれる方々は14人というお答えです。この人数をどう見ておられますか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん お答えします。この調査は、社協のCSWで、包括支援センターの職員、障害福祉班の相談員からの情報として積み上げられた数でございます。そこで、ひきこもりの方たちの把握については、その方たち本人自体がひきこもりと実感していないとか、またはご家族が、外にその情報を出したくないということもありまして、なかなか表に出てくることは難しいというところがあります。なので、今、18人という人数を把握しておりますが、それはごく一部だと認識しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ただいまの保健福祉課長のお答えではごく一部だという認識だと伺いました。8050問題はどのような問題でしょうか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 80歳の高齢者の息子、娘が50歳ということで、家にひきこもった状態であるという、そこがまたいろいろな課題を抱えた世帯になっているということと認識しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 この50歳になっている方々、あるいは40歳になっている方々がひきこもっているのは、多分若いころからのひきこもりが長年続いてきているのではないかと推察します。39歳までのひきこもりが全国で54万人。これには40歳以上が含まれていなくて、九州のある県では、40歳以上のひきこもりは全体の7割を超えて、10年以上が4割もいるという調査結果も出ています。沖縄とか本町でも、こういう事態があるのではないかと思います、いかが思われますか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 実際、確実に把握したわけではございませんが、今、申し上げました18名の中には、20年以上ひきこもっている方がいらっしゃいます。10年以上ひきこもっている方というのは、まだ調査はしていませんけれども、そういう状況にあります。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 民生委員とかコミュニティソーシャルワーカーの方々によって把握されているというお答えだったと思いますけれども、これをもっと行政として進めていくべきではないか。どんな方法があるのだろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ひきこもりの対策に関しましては、ちょうど国のほうからも、都道府県、市町村の役割だということで通知も出てきているところです。沖縄県においては、相談支援センターを、この南風原町宮平のほうにありますが、そこに設置して取り組んでいます。今後我々も、市町村のほうでもそういう相談窓口の周知とか、相談機関の周知とか、そういったあたりでしっかりと、このひきこもりの相談に関しまして、どういったところに行って相談を受けられるということをしっかりと周知していく取り組みを、まずはやっつけていこうと考えております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 このひきこもりについての相談窓口を設置していきたいというお答えでしたか。これを一つ伺います。もう一つは、相談件数などは把握されていますか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今すぐ窓口の設置ということではなくて、今、我々の現状の中ではいろいろな相談の中で、ひきこもりが把握されてございますので、さまざまな相談の中で把握したひきこもりに関しても、そういった相談支援機関があるとか、市町村ができることは市町村で支援していくという形で、民生部には3つの課がございますので、それぞれの相談の中で把握した部分を、しっかりと支援につなげていくような対応をこれからもとっていくと。ただ、この間、新聞報道にもありましたように、市町村での相談窓口を将来的に一本化という新聞報道もありましたので、それについては後々、その方針等もしっかり国から示されてくるものと思いますので、南風原町で一本化ができるかどうかは、そのあたりを見ながら検討していきたいということと、それから今、件数ということでございますが、先ほど申し上げましたように、社協、民生委員さん、社協のCSW、うちのいろいろな包括支援センター等の相談の中で、実際把握されていた方が18名ということで、それ以外の件数については、今はまだ把握していないということです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 いのちの電話というのがありますけれども、それがなかなかつながらないという

ことはご存じだと思いますけれども、ボランティアのなり手がいなくて、10回かけても一度つながるか、つながらないかという状況らしいですね。そういう時勢の中で、先ほど課長もお答えになったように、みずから相談しに行けない。そういう方々が大勢苦しんでおられるのです。最近の事例でも、ひきこもりが要因となって、全国あちこちで悲惨な事件を引き起こしています。この対策に本気で取り組む必要があると思うのですが、後ほど何う学校とも連携して、本気で取り組む必要があると思うのですが、民生部長、もう一度お答えをお願いします。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時58分）

再開（午後0時01分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 このひきこもりの対策に関しまして、南風原だけではなくて、日本、国中で対策をとっていかうという状況です。我々も、何もやっていないとかやらないということでもなく、ここはしっかり、おのおの、ひきこもった要因がありますので、そういったところを一つ一つひもといていかなければいけないという、大変難しい対応でございますので、そこはしっかり、私たち民生部にいる相談の専門の方々、あるいは社会福祉協議会のCSWとか、しっかり丁寧に、それぞれ個別の方々の支援をしておりますので、引き続き、そこは寄り添った支援という形で丁寧に取り組んでいきたいと考えます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 （4）、（5）は横に置いて、（6）の中高年のひきこもり者は福祉マップで把握されているかという問いに対して、民生委員や自治会長など、地域の方が把握できている方については、福祉マップで記されておりますというお答えでした。それは今、例えば町内で言えば、完成度というか、進捗はどんな状況でしょうか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 福祉マップは、一応全地域で取り組んでいると聞いています。ただこれは、随時更新する作業が出てきますので、完成というところではないですけれども、全地域で取り組まれていると聞いております。

〔岡崎 晋議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時03分）

再開（午後0時04分）

○議長 知念富信君 再開します。保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 一応全地域で取り組まれていて、1年に1回は更新、または地域によっては二、三年に1回更新をしているという状況ですけれども、ただ、随時、民生委員や福祉協力委員が集まって、変化があるところは取り組んでいくという更新をしているという状況で、今現在、進行形という状況になっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 各自治会での福祉マップがどこまで進んでいるかは把握できていないと私は受け取っております。そういったものは、課長や部長は、これまでいつごろになりましたか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 最近ではありますけれども、確認をしました。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 福祉マップという言葉は随分前から聞いておりますけれども、でも、今のご答弁だと、なかなか作成が進んでいない。毎年、新しくしていく必要があるというのは当然ですけれども、なかなかその作成が進んでいないという現状があります。この作業をもっと早めていかなければならないという認識はありますか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 福祉マップにつきましては、地域で見守りを必要としている方々、そしてその方を見守る方、そういった支援の状況とか、必要とされる方々とか、そういったものを可視化して行って、その地域で活用していくという部分ですが、その作成に当たっては、一番地域をよく知っている地域の自治会長さんであるとか、民生委員さん、それから今、社協のほうはCSWがアウトリーチ、地域に出て支援が必要な方々をどんどん掘り出していくという、そういったつながりの中で、どんどん福祉マップをバージョンアップさせていくという形で私は認識しています。ここはしっかり社協が中心になって、福祉マップづくりに取り組んでおりますので、もちろんこれが、常に最新の状態であることが必要であるとは思いますが、やはり地域の実情等ございますので、そこは社協と連携しながら、できるだけ情報は

常に新しい情報であるような取り組みを連携して進めていきたいと思いをします。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 これまでの課長、部長のお答えでは、最新の情報どころではなくて、各自治会での福祉マップのつくり上げがまだ十分に進んでいない、おこなっていると思いをしますので、この作業は社協だけに任せずに、皆さんもリーダーシップをとって早目に完成させて、地域でも活用できるようにしていただきたいと思いをしますが、いかがですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 一旦は全自治体が作成しているものだと把握してあります。それに、自治体によっては1年に1回とか、厳しいところは2年に1回とかの更新になろうかと思いをしますが、取り組みが進めば、随時新しく更新できるような体制と、それは自治会によって少し変わってくると思いをします。ただ、福祉マップのほうも、個人情報を取り扱うという部分があって、慎重に取り扱いながらということがございますので、それが理想どおり一気に、全てという部分は難しいと思いをしますので、社協のほうもその辺はしっかり、個人情報の取り扱い等を見ながらやっていくと。実際、内容については生活支援とか、見守りの必要な情報と、そのあたりはしっかり守秘義務を果たしながら取り組んでいると思いをしております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (5)は今ので終わりましたので、(4)に戻ります。去年1年間で180日以上欠席した児童生徒数は7名というお答えでした。この児童生徒たちは、今の民生部の皆さんとも関連しますけれども、教育委員会は、例えば7人の子に対して、町内で連携を取り合っていることはありますか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 官良泰子さん お答えします。児童生徒の不登校の要因によりはありますが、例えば家庭の経済的な面があったりすると、社会福祉協議会だったり、まずこども課とつないで、一緒に連携をとりながら行っております。この7名の児童生徒にかかわらず、不登校の子供たちに関しましては、教育相談員連絡会というものを毎月開催してありまして、こども課の担当とか、保健福祉課とも情報連携を常に行いながら、私たちは対応を行っております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 180日というのは、私の質問の設定がいけなかったのですが、6カ月以上と書いたもので、その間に登校してくる子供たちもいるということで180日以上というお答えをいただきました。こういう児童生徒がひきこもりにならないようにという意味で私は質問をしているんですね。連携でき

ていますかと。しっかりと連携して対応していただきたいと思います。

次に3番目、高校進学できない障がい者等について伺います。障がいなどのために、希望しても普通高校に進学できない子供たちをどう把握し、同支援しているかということですが、質問取りのときにお話ししていなかったですかね。去年では、こういう生徒が何人いましたか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。前年度、特別支援学級の生徒9名中、普通高校への進学を希望された生徒が2名おりました。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 普通高校に希望しても進学できなかった2名の生徒さんたちは、どうなったのでしょうか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。2名中1名が合格、1名が不合格となっております。

[岡崎 晋議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時13分）

再開（午後0時14分）

○議長 知念富信君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 不合格となった1名は、その後どうしておられるのでしょうか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 卒業後の進路については、こちらでは把握しておりません。ただし、本人がまた再度受検したいということでありましたら、学校を通して書類等の申請ということになっておりますので、学校のほうで本人の希望があれば、また受験に向けて対応を行っていくということになっております。現在の状況は把握しておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そういう子たちに対して支援をしていくという意味で捉えてよろしいですか。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時15分）

再開（午後0時15分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えします。中学校のほうは、受験をするまで生徒への対応を行っておりまして、卒業後の対応は行っておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 身障者なんですよ。そういう子たちが希望しても普通高校に進学できなかった。不合格になってしまった。そういう子たちについては、私がずっと言っている、民生部とも連携をして支援を続けていっていただきたいというのが私の質問の趣旨です。定員内不合格という言葉がありますね。沖縄県では多分、去年は約1,000名の定員割れがあったのですが、その中に入れたのは約100名ぐらいだけ。つまり900名は不合格になってしまっている。そういう実情があると思います。沖縄県が条例を出したのがあります。2016年4月、沖縄県条例第64号、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例が施行されています。沖縄県では、県民の心に根差した人と人とのつながりを大切に相互扶助精神に基づき、ともに助け合う地域社会が築かれてきた。しかし、さまざまな理由で障がい者本人が望む生活を実現できているとは言えない。このような状況下で、今こそ私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、教育、雇用等の充実とともに、障がいのある人に対する差別をなくしていく取り組み。こういう条例が2016年4月に沖縄県で施行されました。

北中城村の仲村伊織君という、報道でも皆さんはご存じだと思うのですが、16歳の重度の身障者の子が来年3度目の、普通高校への受験を目指しています。沖縄県の教育委員会は、当初、否定的なお答えだったと思いますけれども、その後の沖縄県知事のコメントでは、前向きなコメントがありました。私はそれを読んで喜んでいるところですが、そういう子たちに、健常者たちと一緒に生活するインクルーシブというのがありますよね。そういうものを目指していくべきではないかと。行政を担う皆さんは、そういうところにもしっかりと支援をしていただきたいという質問の趣旨です。

4番目、最後の質問にまいります。廃プラスチック焼却について伺います。廃プラスチックの焼却をふやしてほしいという趣旨の質問ですが、お答えは、家庭系の資源化できないペットボトルを含む廃プラスチックは焼却しております。事業系の廃プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理されているものと理解しています。これは、私は10月の、派遣されておりまして那覇市・南風原町環境施設組合でも質問いたしました。環境省がことしの5月に全国の自治体にプラスチックの焼却をふやしてほしいという

要請を出しています。これだけプラスチックの問題が大きくなってきている。だから、プラスチックの焼却をふやしてほしいという要請をしてきました。私は、組合で、プラスチックの焼却を大量にふやしたらどうなるかと、私はあえて大量にという言葉を使いました。プロパーの技術職の方が答えるものですから、細かなことは答えられないでしょうか、私は大量に燃やしたらどうなるかという質問をしました。その答えは、プラスチックを大量に燃やしたら、熱が高くなり過ぎて焼却炉を傷めてしまうという答えでした。町長は覚えておられると思いますけれども、しかし、これだけペットボトルなどが回収されても、行き場がなくなって、現在、回収事業者のヤードに積み上がっているのです。加えて4月から、事業系のごみの処理料が上がる。そうすると、不法投棄がふえないかという心配もあるのですが、廃プラスチックを燃やすためには、プラスチックだけを燃やすのではなくて、今でもやっているそうですが、燃えにくいごみ、生ごみとかそういうものにうまく混ぜて燃料がわりに燃やしているんですよ。そういうことをもっと進めて、那覇市・南風原町環境施設組合でも、廃プラスチックの焼却をふやしてほしいという趣旨の質問ですが、町長に伺ってよろしいでしょうか。管理者の那覇市長と機会を捉えて、燃やすプラスチック類、再資源化できないペットボトルなどもたくさんあるようですから、そういったものを含めて、何とかプラスチックの焼却をふやしていけないかというご相談を、今すぐにではなくても、機会を捉えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 岡崎議員の廃プラスチックの焼却に関するご質問にお答えをいたします。答弁いたしておりますとおり、家庭系の廃プラスチック、ペットボトル、資源化できるものについては資源化に回しておりますし、資源化できない、再利用できないといいますか、汚れたプラスチック等は炉の状況も見ながら、センターのほうで焼却いたしております。事業系の廃プラスチックに関しましては、多分、廃棄物処理法が改正されていなければ、地方公共団体の責務ではないんですね。課長、あれは県でしたか。産業廃棄物の処理は県の責務になっておりまして、市町村で処理をするわけにはいかない。多分に、沖縄市あたりの倉敷のほうが、都合が悪くなったときに、那覇市の炉で何とかという話もあったみたいですが、そういった法的な壁がありまして、廃プラスチックがクリーンセンターで焼却できないという事例もございまして、確かに炉の状況も、高温で燃やすわけですから、炉の状況も悪くなるということもございまして、そういった制度的な壁もあるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 制度的な壁があるというのは、不勉強で知りませんでした。でも、今後来る、もっともっとひどくなるこの問題に対しては、制度の見直しも必要になってくるであろうと思います。再利用されているのは、世界中で見ても9%らしいです。12%が焼却、79%が埋め立てか、あるいは自然界に流れ出ているということらしいです。こういう状況下で、私は、クリーンセンターの焼却炉は、まだ能力が、余力があると思っていますので。余力があるということは確かです。3基のうち1基はいつも休んで点検などをしていますけれども、焼却能力はまだまだあると思っています。ですから、廃プラス

チックの焼却については、今後とも機会を捉えて、制度の壁もあるとおっしゃいましたが、実現できるように取り組みをお願いして、質問を終わります。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時24分）

再開（午後1時28分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 大城 勝議員。

〔大城 勝議員 登壇〕

○7番 大城 勝君 ハイサイ、グスーヨー。7番議員の大城 勝ヤイビーン。午後の部、一般質問、ミーチヌ、タジュニグトゥ、ハジミレヤーディムトイビーン。マジ、ミーチヌウチヌティーチミーヤ、休憩をお願いします。ウチナーグチで話をしても大丈夫ですか。

○議長 知念富信君 大丈夫です。

○7番 大城 勝君 では始めます。ミーチヌウチヌティーチ、拡大図書ディーセーヌーヤガディーヌ、質問ヤイビーン。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時29分）

再開（午後1時30分）

○議長 知念富信君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ミーチヌウチヌティーチ、拡大図書ディーセーヌーヤガディーヌ、質問ヤイビーンシガ。（1）拡大図書とはどんな本か把握しているか。（2）本町、南風原町の図書館の拡大文字に関する図書は何冊か。利用者数や本の種類、ジャンルを確認したい。（3）拡大文字図書は、視力の弱くなった高齢者にとっても、活用しやすい図書だと考える。拡大図書の愛好者をふやす意味からも、町民に情報発信ができないか。

ティーチミヤー、ナマヌグトゥヤイビーン。ターチミー、読書バリアフリーについて。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 30 分）

再開（午後 1 時 31 分）

○議長 知念富信君 再開します。7 番 大城 勝議員。

○7 番 大城 勝君 意思疎通がありまして、やっぱりヤマトグチ、マシヤンディーン、クトゥヤイビークトゥ、アンサビーン。

○議長 知念富信君 共通語でお願いします。

○7 番 大城 勝君 質問の 2、読書バリアフリー法について。（1）視覚障害や発達障害のある人たちに、読書しやすい環境を整える「読書バリアフリー法」が、ことし、令和元年 6 月の衆議院本会議で可決、成立したがどのような法律か把握しているか。（2）本町図書館における点字図書に関する書籍は、利用者の要望に応えられているか。①本町図書館の点字図書の蔵書数は何冊か。②利用者の数は幾らか。（3）「読書バリアフリー法」が成立して、点字や音声読み上げを国や地方自治体の責務と定めたことは、本町において従来ボランティア的な枠内でやってきたことを、町みずからの責務として行うことになるかと考えるが、執行部の見解を問う。（4）本町ではこの法律の恩恵を受ける対象者で、視覚障がいのある人は何人か。（5）今度の法律の恩恵を受けるべく、視覚障がい者の高齢者は、今後ふえると推測する。そのような対象者にも音声 CD を活用してもらおう策をつくっていただきたい。

ミーチミーヌツムヌ、ふるさと納税取り扱い業者選考を問う。（1）町行政は、町商工会との絆をより強いものとして保っていくべきところであり、本年度のふるさと納税プロポーザル方式の審査過程では、その町行政と町商工会の絆が十分に審査過程で反映されたか疑問である。絆という項目を審査評価点として数値化するには困難ということであればいたし方なしだが、町執行部の見解を問う。この 3 つを質問いたします。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項 1 番目の拡大図書についての（1）についてお答えいたします。弱視者にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直した図書でございます。

（2）です。拡大図書は 182 冊で、利用者は開館当時の平成 24 年から平成 30 年度までに 1,600 人、令和元年度は 11 月現在で 180 人です。ジャンルは哲学、社会科学、自然科学、技術、言語、文学となっております。

（3）です。広報誌やホームページ等で拡大図書の情報発信をしております。

続きまして質問事項 2 の読書バリアフリー法についての（1）です。障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字・文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための法律となっております。

（2）です。点字図書は 23 冊、利用者は開館当初から昨年度までに 40 名で、今年度はまだ利用者はありません。

（3）現在、拡大図書や CD、DVD 等の音声図書等の配置は、町立図書館が「広報はえばる」、「社協だより」、「議会だより」の音訳を、地域ボランティアの皆さんが担っていただいています。読書のバリア

フリー法の趣旨の達成には、行政のみならず、ボランティアの協力が必要と考えておりますので、引き続き地域との協働により取り組んでいきたいと考えております。

続きまして（５）です。広報はえばる 12月号の図書だよりに「音声CD貸し出ししています」を掲載いたしました。今後とも、広報、ホームページ、あらゆるメディアを活用してお知らせに努めてまいります。以上です。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項２点目の読書バリアフリー法についての（４）についてお答えします。令和元年12月1日現在で、視覚障がいのある人は119人です。

質問事項３点目、ふるさと納税取り扱いの業者選考を問うにお答えします。プロポーザル方式による「ふるさと納税推進事業」の委託については、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験などを見きわめ、本業務を委託するのに最も適した事業者を選定しております。審査評価の内容については、今後選定委員会で検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ティーニーニアイ、答弁ありがとうございました。では、再質問をさせていただきます。拡大図書とはどんな本か把握しているかということに対して、答弁どうもありがとうございました。私は、余り読書はしないのですが、拡大文字の図書を借りて読み始めています。老眼鏡でもないのですが、拡大鏡の眼鏡なしでもとても読みやすく目が疲れません。拡大文字図書というのは、そういう目に優しい本であると思います。答弁どうもありがとうございました。

それから2番目に、本町図書館の拡大文字に関する図書は何冊かということに対して、拡大図書は182冊、利用者は7年間で1,600人、年間200人ぐらいでしょうか。本の種類も小説とか随筆など多岐にわたっているということでした。私が見た感じは、まだまだふやせるかとも思うのですが、本棚のスペースというのでしょうか、そこはもうぎりぎりのところではあるんですね。先ほどお話ししましたように、答弁の中に、7年間で1,600人というのは、拡大文字の利用者が、一般図書の利用者と比べてどうでしょうか。少ないのか、多いのか、どれぐらい多いのか。その辺がわかりましたら教えてください。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 お答えします。平成30年度の図書館の来館者は5万7,516人ですので、それで多いかどうかわかりませんが、約6万人の方が来館していることとなります。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私がお聞きしたいのは、拡大図書を借りる人が多いのか、少ないのかということです。200名ということは。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 利用者ごとに分類したことがないものですから、拡大図書を借りる人が多いのかという把握はいたしておりません。済みません。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 課長から見てどうですか。多いような感じがしますが。少な過ぎると見ますか。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 先ほど言った弱視の方が119名おられますし、老人の方も、障がいではなくても、議員ご指摘のとおり目の悪い人もおられますので、そこら辺がどれだけいるかということも把握していませんので、私は読書するときは眼鏡をかけたりしますので、必ずしも目が悪いから拡大文字を使うとか、そういったものの把握をいたしきれていませんので、そういったことは把握していないということでご理解をお願いします。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうも、議論がかみ合わないみたいで、またいつかやりましょう。拡大図書というのは、視力の弱くなった高齢者にとっても活用しやすい図書だと考えます。町行政は、多くの町民、特に視力の低下した中高年者に情報を発信して読書愛好者をふやしてほしいと思いますが、と質問しました。答弁は、広報紙やホームページなどで情報を発信していくということですが、視力の低下した人たちにとってはどのような方策がとれるのかと考えてしまいます。どうしても、視力が弱いと、目に障害があると遠ざかっていくと思います。情報も入ってこない、ましてや広報紙なども読む気がしない。小さな字ですから。そういう中で、どうやってその人たちの読書欲をかき立てるとするか、盛り上げていくかということ工夫してほしいということですが、どうですか。難しい問題でしょうか。答えられる人は答えてください。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 音訳ボランティアが発行しています広報紙や議会だより、社協だよりには音訳がありますので、そういったものがありますということは、広報紙やホームページでお知らせしていきたいと思いますが、それと、もし拡大文字のリクエストがありましたら、利用があった場合には、この本はないですかという利用者がおりましたら、一般図書も含めて購入を検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ナマルグトウシ、答えてもらえれば非常にいいです、私としても。上等です。どうもニフェード。そういうわけで、拡大図書とはということで、この段は終わります。

次に、読書バリアフリー法についてですけれども、視覚障害や発達障害のある人たちに、読書しやすい環境を整える「読書バリアフリー法」が、令和元年6月の衆院本会議で可決、成立したがどのような法律かということに対して答弁をいただきました。この読書バリアフリー法とは、に対して、点字図書や音声読み上げに対応した電子書籍の普及を国や地方自治体が推進するための法律であると私は理解しますが、その理解でよろしいかどうか。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 ご指摘のとおりだと思います。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 読書バリアフリー法の制定は、障がい者の自立と社会参加の基礎となるだけでなく、高齢化社会においても大きな意味を持つものだと私は思います。今回の読書バリアフリー法が成立し、点字や音声読み上げなどを国や自治体が推進するという事は、本町、南風原町の自治体でのボランティア的な枠内でやってきたことを、今後は利用者のさらなる掘り起こしなどを行い、利用者をふやすことが自治体に課された責務と義務になったということであると考えます。答弁も同様の内容だと受けとめておまして、どうもありがとうございました。これで読書バリアフリー法についての質問は終わります。

次は3つ目のふるさと納税取り扱い業者選考を問う、についてです。町行政は、町商工会とのきずなをより強いものとして保っていくべきところであり、本年度のふるさと納税プロポーザル方式の審査過程では、その町行政と町商工会とのきずなが十分に審査過程で考慮されたか疑問である。きずなという項目を審査評価点として数値化するには困難ということであればいたし方ありませんが、それでも町執行部の見解を問いますということに対して、私の意見としまして、町のふるさと納税事業の前段階のシステムを築いたのは、町商工会の地元業者であるはずで、その業者は、5年計画での収支バランスなどを見込んで事業を推し進めているところでした。ところで、町商工会は、町内の商工業者等を取りまとめ、牽引していく組織であると考えますが、その組織と町行政は、互いに信頼関係を保ちつつ、きずなを強くして歩むべきと考えます。本年度のふるさと納税プロポーザル方式の審査過程では、その形が十分に表にあらわれてこなかっただけでなく、今までの行政と商工会とのきずなが信頼関係を保つにおいて、弱体化してしまうのではないかと懸念すらします。地元の事業者をよく知る町商工会が、町役場をサポートすることで、地元主導型の体制がつけれると思います。町外からの代行業者が事業から撤退すると何も残らない状況になるが、地元主導型だと、組織、人材やノウハウが残るはずで、そういう意味からも、町行政と町商工会とのきずなが強固であることを望みます。ところで、今回のふるさと納税プロポーザル方式の審査過程では、審査基準として幾つかの審査項目、1つ目企業能力、2つ目担当者能力、3つ

目見積もり金額などが示されていますが、私はそこに4つ目として、町商工会への業者の貢献度も審査評価の対象にしてほしいと思います。町商工会への業者の貢献度を見ることで、プロポーザル審査に参入してくる業者と、本町商工会との協力度合いを推しはかることができるはずです。その協力度合いが、ふるさと納税制度を進めるにおいては重要だと考えます。今度のふるさと納税制度を考えると、その制度の地域社会に及ぼす影響というのは、大なるものがあると思います。単に納税という形をとり、ふるさと、地域に寄附をするという行為の制度として推し進めるだけでなく、そこにはふるさとの地域業者、またそれらのまとめ役である商工会の活性化に向けて、町行政は支援、助成する役割を担っていると思います。町行政は、町商工会とのきずなをより強いものとして保っていくべきです。ふるさと納税の審査過程においては、その評価項目として町商工会への業者の貢献度を取り入れてほしいと思います。答弁では、検討していくということをいただきました。いま一度、ご答弁をお願いできますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 官平 暢君 それではお答えいたします。まず、商工会と南風原町との連携についてですが、商工会は、町の商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立してありますので、本町としても町と商工会が町の発展、産業の育成について連携していくことは必要だと考えております。それは議員と我々町としても一緒であります。また、これに加えて、今回のプロポーザルにつきましては、ふるさと寄附金の拡大も含めてですが、それプラス事務の改善が必須でありました。今回、やがて1万件を超えると思われる事務に対応するためには、職員ではなくて、先ほどお配りしている資料の中の太書きで、ふるさと納税推進事業業務委託内容比較表で、平成30年度と令和元年度の委託の内容を記載しておりますが、職員が対応してきた事務の部分、この事務改善が一つの大きな問題となりました。それを、平成30年に、年間を通して商工会と改善に努めてきたところですが、それが改善できなかったことから、プロポーザルを選択せざるを得なかったということが要因であります。これからも、商工会と町が一体となって行政を進めていくのは大事であること、また、ふるさと納税推進事業も事務の改善が必要であること、こういったことが背景にありますので、この辺はご理解いただきたいと思います。また、今回のプロポーザルの審査項目につきましては、今後、プロポーザル審査委員会の中で、審査項目を選定していく予定となっております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ユタシクウニゲーサビラ。頑張ってください。こちら頑張りますから。以上で質問を終わります。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時54分）

再開（午後1時55分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。5番 金城憲治議員。

〔金城憲治議員 登壇〕

○5番 金城憲治君 5番議員、金城憲治、一般質問に入りたいと思います。一括で読み上げてまいります。大きい問い1. 本町の交通政策について。(1) 本町の交通政策として、どのようなものがあるのか伺います。(2) 本町における路面電車(LRT)の取り組みについて伺います。(3) 巡回型バスの幅広い活用はできないか伺います。大きい問い2. 町税納付について。(1) 本町における町税の納付方法にはどのような方法があるのか伺います。(2) 町税のキャッシュレス化について伺います。以上、よろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項1点目の本町の交通政策について、(1)と(2)については関連いたしますので、一括してお答えします。新たな交通施策としましては、次年度より与那原町を事業主体とし、那覇市、南風原町が連携団体となり「沖縄県市町村広域連携支援事業交付金」の申請手続を進めております。事業内容として那覇市、南風原町、与那原町の3市町連携により、LRTを含めあらゆる望ましい公共交通システムの基礎調査を行う予定となっております。

質問事項1の(3)についてお答えします。社会福祉協議会が高齢者の健康・生きがいをづくりの推進を目的として、毎週月・水・金の週3回、巡回福祉バスを運行しております。バスの活用は、事業目的に沿った活用しかできないことから、さらに幅広い活用は厳しいものと考えております。

質問事項2点目の徴税納付について、(1)にお答えします。町税の納付方法は、金融機関窓口での納付、コンビニエンスストアでの納付、口座振替の方法があります。また、事業所等においては、令和元年10月から法人町民税、個人住民税、特別徴収分について、地方税共通納税システムを介して納付することが可能となっております。

(2)についてお答えします。クレジットカード及びマルチペイメントネットワークを利用した町税及び町の各種料金納付については、調査した結果、町基幹システム改修や納付書の様式変更にも多額の費用がかかること、また、支払い代行業者への導入経費及び月額利用料等ランニングコストにも多額の費用がかかるため、導入に至っておりません。また、スマホアプリ等の収納についても、別途システム改修、収納手数料等費用がかかります。個人情報の取り扱い等も含め、今後調査検討してまいります。以上です。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 答弁ありがとうございました。それでは再質問に入りたいと思います。私の勉強不足ではあるのですが、沖縄県市町村広域連携支援事業交付金というものについてお伺いしたいと思うのですが、これは、例えば公共交通システムの基礎調査を行うための交付金ということなのでしょうか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。今、ご質問のとおりでございます。広域で取り組む事業、調査に対して、1団体が代表としまして、残りが連携団体ということで事業に取り組むという内容になっております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 現在、他市町とのLRTに関する協議会という場はありますでしょうか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。現在進めていますのが南部振興会、そちらのほうで平成30年度から今年度にかけて、島尻地域振興開発推進協議会において、南部地域の新たな公共交通基本計画基礎調査業務が行われております。その中で、平成30年度の報告が行われております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 今、課長のほうでおっしゃっていただきました南部地域の新たな公共交通基本計画基礎調査業務によりますと、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町等については、何かしら交通基本政策みたいなものが示されていると思うのですが、本町においては、そういった施策というものはないのでしょいか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。本町においては、交通計画の策定はまだ行われておりません。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 現時点では、何かしら公共交通機構の政策等、そういったものについては、本町においては全く検討されていないということになりますでしょうか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。先ほどご説明しました島尻地区の中で、こちらのほうに糸満、豊見城、南城市、八重瀬、与那原町、また南風原町、こちらは専門委員ということで担当課長が参加しております。広域ということで、オブザーバーとして沖縄県、那覇市、浦添、西原町の担当の方も参加しております。やはり幹線といいますか、今ある国道とかそういった幹線道路がございますので、それを中

心とした、また、今議員おっしゃるように、計画が出されているところもありますので、そういったところの情報を収集して、今、この調査が行われているのが各関係機関の計画、ビジョンなどを収集、整理する。また路線バス、タクシー、モノレール、レンタカーなどの利用状況の推移等の調査が行われております。そういう調査結果を踏まえて、今後、私たち南風原町の計画に役立てるということで進めているところでもあります。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 次年度より、与那原町を事業主体として那覇市と連携団体となってされていくという方向性になっているということですが、この間、那覇市においては、LRTを市内の基幹交通に位置づけ、既存の公共交通もあわせたネットワークを構築する市地域公共交通網形成計画案を作成しております。それに伴って、何かしら那覇市とLRTについて、本町に何か協議とかそういったものはございましたでしょうか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。現在行われている調査の中でもそうですが、あらゆる交通手段ということで、LRTだけではなくそれ以外のもも含めて、今後いろいろな予算面での試算、利用者がどれぐらいいるのかとか、それを踏まえた上での調査の中で、実際、どういった公共交通がいいのだろうかという選択になってくると考えております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 課長がおっしゃったように、あらゆる公共交通を模索するということでは、すごくいいことだと思っています。ただ私も、今回LRTを取り上げたのは、那覇市でそういうのがあったということで、LRTを取り上げた次第ですが、やはり本町においても観光客の誘導とか、そういった部分に、事業所が入りやすいという部分も考えたりすると、どういう公共交通が適しているのか、そういったものを模索するということはすごくいいことだと感じています。本町においても、独自に何かしらのLRTに限らず、公共交通の導入について、可能性、もしくは路線案、そういったものを調査して、そしてまた導入することによって、経済効果を試算するとか、そういった部署、もしくは班を新しくつくるといったことはできないでしょうか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 今、総務課長のほうからはLRTに限ったというか、公共交通に限ったものではございましたけれども、まちづくり振興課の予定としましては、来年度、予算がまだですのであれですけれども、総合交通体系の調査費をお願いしているところでございます。これは、公共交通だけに限らず、自動車とか、南風原町のまちづくり、あるいは交通の整備をするという意味で、どうい

ものが必要なのかという、どういう需要があるのか、そういう調査もしながら、体系も調査していくという、その中で道路はどうあるべきか、あるいは自転車交通、自転車の利用はどうかとか、先ほどの公共交通としてはどういうものが必要なのかとか、そういうものを調査していくということをやりたいと考えております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ぜひ本町も、課長がおっしゃるように、単独でこういった調査をどんどん進めていただいて、何が一番南風原町にふさわしい公共交通なのかというのを考えて、本町の都市計画に組み入れていただけたらと思います。

次の質問にまいりたいと思います。次に巡回型バスの幅広い活用はできないかということですが、現在、一日の巡回型バスの利用者数というのはおわかりになりますでしょうか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん これは、社協の高齢者健康づくり推進事業の送迎のためのバスでございます。平成30年の実績としまして、月・水・金、週3回運行しておりますけれども、1日平均10.9人となっております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 この巡回型バスは、マイクロバスなのか、それとも10人乗り程度のワゴン乗用車というものなのでしょうか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん マイクロバスとなっております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 マイクロバスだと多少利用者が少ないのかなという気もします。やはり、ちむぐくる館の健康増進室も高齢者が利用しやすいという目的で運行されているということではあるのですが、停留所については、例えば各種公民館とかそういうところが多いのではあるのですが、津嘉山地域においてはサンエーの駐車場であるとか、JA津嘉山の駐車場であるとか、サウスウエストの駐車場であるとか、そういった形ですごく買い物がしやすい場所での停留所というものが組み込まれていると思います。そういった部分から、交通弱者が利用しやすい、行くのも目的ではあるのですが、そのついでに買い物もできるとか、もしくは行った帰りにちょっと病院に薬をもらいに行くとか、そういった形で本町の病院とかショッピングセンター、そういったところの停留所を、新たに模索するというか、そういった検

討はできないでしょうか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん この巡回型バスは、町社協独自の高齢者の健康生きがいつくり推進事業の送迎を目的にしておりますので、基本、その利用のための活用ということになっております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 利用目的が町の健康増進につながるというところで、停留所をちょっと変えとか、そういった形で検討していただけたらと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。本町における町税の納付方法にはどのような方法があるかというところですが、現在、金融機関の窓口、コンビニエンスストア、口座振替があると答弁いただきました。そのおのおののパーセントはどれぐらいになっているのでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん お答えします。まず、町税の納付ですが、金融機関等の窓口納付が 65.7%、コンビニエンスストアでの納付が 23.4%、口座振替納付が 10.9%となっております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 答弁ありがとうございます。次に、町税の種類ごとの納付率を教えてくださいませんか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん お答えします。平成 30 年度の徴収率ですが、まず町民税のほうで 99.3%、固定資産税が 99.2%、軽自動車税が 98.9%、町税全体で 99.3%となっております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。本町はすごく税金の納付率が極めて高いと思います。この納付ですが、期限内に納付される方と、延滞されて納付される方がいらっしゃると思うのですが、その割合というのはわかりますでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん 期限内に納付している方と期限を過ぎて納付した方の率はとっていないので、把握しておりません。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。先ほどの答弁で、事業所においては令和元年10月から法人町民税、個人住民税、特別徴収分については、地方共通納税システムを介して納入できるということですが、私の勉強不足で、この地方共通納税システムというのはどういうものなのでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん 地方税のポータルシステムeLTAXというシステムがあるのですが、その中の地方税共通納税システムという制度が、令和元年10月からスタートしていきまして、マルチペイメントネットワークの仕組みを利用して、自宅とかオフィスから、納税者がインターネット等を利用して、地方税の納税手続を電子的に行うことができるシステムになっております。地方税、共同機構が運営していきまして、各地方公共団体が、そちらに負担金等を納付して運営している機構になっていきまして、こちらを利用して一部納付が可能になっているということです。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。この地方税共通納税システムを使って、例えば、通常の町民税なり固定資産税なり、そういったものの納税というのは難しいわけでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん お答えします。この地方税共通納税システムですが、現時点では法人町民税と個人住民税の特別徴収分、結局事業所が納付する分が、今現在は対象となっております、今現在、一般の町民の方の利用というのはできない状況になっています。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 今後は、このシステムを活用して一般の町民の税金であるとか、そういったものが納付できるという方向性とかというのも検討されているのでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん いずれは、利用者を広げていく方向にはなっていくと思うのですが、10月からスタートしたばかりで、10月1日からきょう現在で、地方税共通納税システムを介して納付され

た件数は18件となっていて、普及するまではまだ時間がかかるのかなと考えておりますが、今後広げていく方針となっております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。今後、広げていかれると、町民も24時間、自宅にいてインターネットから納入できるというすごく便利なシステムになるのではないかと期待していきたいと思っております。

次に、納税のキャッシュレス化というところですが、答弁のほうではいろいろ検討もされてはいるけれども、システムの導入やそういったものについて、多額の費用がどうしてもかさむと。コストがかかるということで答弁をいただいております。多額の費用というところですが、大体どれぐらいかかるものなのでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん お答えします。クレジットカード及びマルチペイメントネットワークを介して納付できるようにするために、町の基幹システムの改修が必要になるのですが、この改修費用は約1,700万円ということになっております。以上です。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 この調査結果、1,700万円ということですが、これは直近の調査ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん 直近の調査結果となっております。

○議長 知念富信君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 クレジットについては、導入するには大分多額の費用と、そういったコスト、維持費、そういったものもかかるという答弁ではあるのですが、やはり世の中、キャッシュレス化が大分進んでいます。コンビニにおいても、ほとんどキャッシュレスで購入されたり、コンビニ以外でもほとんどの商店街、そういった部分ではキャッシュレスを導入されているところが多々あります。国でも推進していることもあり、どんどん進んでいるというのが現状ではないかと考えています。キャッシュレス決済をすることによって、カードについているポイントがたまったり、そういった部分で、税金を納める納税者にとってはすごく利便性もあるのではないかと考えていますので、費用の部分については大分かかっていることだと思うのですが、今後も継続で、何とか導入できないかと、そういったところで調査なり、

他市町、もしくは他県、そういった導入例があるのであれば、そういったことも勉強しながら、何とかキャッシュレス化、納税ができる取り組みをこのまま継続で進めていただけたらなと思います。以上です。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後 2 時 22 分）

再開（午後 2 時 22 分）

○議長 知念富信君 再開します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後 2 時 22 分）